

令和4年提案募集における計画策定等の見直しの考え方（イメージ）

	見直しの対象	検討の視点の例	対象外
A	<p>計画等の策定そのものを廃止及び統合又は他の手段に代替すべきもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの ②市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの ③他の計画等と策定の趣旨や目的が著しく重複しており、既存の計画等と統廃合することでその趣旨や目的が達成できるもの ④政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの ⑤計画等の策定をすることで得られる効果に比して人員や予算上の負担が大きくなっているもの ⑥その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な総量規制・管理のために必要なもの ・国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合 ・私人の権利・義務に関わる行政処分等の直接的な根拠となっているもの ・国が財政上又は税制上の特例措置を講ずる直接的な根拠となっているもの
B	<p>計画等の内容及び手続について見直しを求める必要があるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①義務的記載事項が過重となっているもの ②計画等の策定のため必須とされる協議体や意見聴取の手続が過重となっているもの ③国への許可・認可・承認・認定に係る手続の義務付けが過重となっているもの ④計画期間について弾力的な設定を認めるべきと考えられるもの（計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。） ⑤その他 	<p>_____</p>

とりまとめ案抜粋

<令和4年提案募集における計画策定等の見直しの考え方>

○ 見直しに当たっては、令和4年提案募集において、以下の判断基準を参考に地方公共団体から提案を求めていくべきである。

(1) 計画等の策定そのものを廃止及び統合又は他の手段に代替すべきもの

・ 法令上の根拠の有無を問わず、国が地方公共団体に策定を求めている全ての計画等であって、以下に該当するような計画等にあっては、計画等の策定そのものの廃止及び統合又は他の手段に代替するという措置を講ずるべきである。

ア 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの

イ 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの

ウ 他の計画等と策定の趣旨や目的が著しく重複しており、既存の計画等と統廃合することでその趣旨や目的が達成できるもの

エ 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの

オ 計画等の策定をすることで得られる効果に比して人員や予算上の負担が大きくなっているもの

・ ただし、以下に該当する計画等にあっては、計画等の策定を求めることは許容されるものと考えられる。

i 全国的な総量規制・管理のために必要なもの

ii 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

iii 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠となっているもの

iv 国が財政上又は税制上の特例措置を講ずる直接的な根拠となっているもの

とりまとめ案抜粋

(2) (1) 以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるもの

- ・ 法令上の根拠の有無を問わず、国が地方公共団体に策定を求めている全ての計画等であって、その内容及び手続について、以下に該当するような計画等にあっては、それぞれの課題に沿った見直しの措置を講ずるべきである。

ア 義務的記載事項が過重となっているもの

イ 計画等の策定のため必須とされる協議体や意見聴取の手続が過重となっているもの

ウ 国への許可・認可・承認・認定等に係る手続の義務付けが過重となっているもの

エ 計画期間について弾力的な設定を認めるべきと考えられるもの（計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。）